

食品安全委員会（第640回会合）議事概要

日 時:平成29年2月28日(火) 14:00~14:56

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者:報道1名、行政機関2名、一般4名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 2品目

[1] 除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシ
MZHGOJG系統(食品)

[2] 除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシ
MZHGOJG系統(飼料)

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会において調査審議することとなった。

(2) 清涼飲料水等に関するワーキンググループにおける審議結果について

・「亜鉛」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「鉄」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「カルシウム・マグネシウム等(硬度)」に関する審議結果の報告
と意見・情報の募集について

→担当の佐藤委員長及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を清涼飲料水等に関するワーキンググループに依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「ジフェノコナゾール」に係る食品健康影響評価について

・農薬「シフルメトフェン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ピリフルキナゾン」に係る食品健康影響評価について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

「一日摂取許容量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)を以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論とする。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・ 農薬「DCIP」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「シアナジン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「ピリベンカルブ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「DCIPの一日摂取許容量（ADI）を0.027 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg 体重と設定する。」

「シアナジンの一日摂取許容量（ADI）を0.00053 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.045 mg/kg 体重と設定する。」

「ピリベンカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.039 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.1 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（4）平成28年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果（案）及び平成29年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題（案）について

→山本委員及び事務局から説明。

平成28年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び平成29年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題について、案のとおり決定された。

（5）平成29年度食品安全確保総合調査課題（案）について

→山本委員及び事務局から説明。

平成29年度食品安全確保総合調査の対象課題について、案のとおり決定された。